

## 釧路湿原の自然再生

国土交通省北海道開発局釧路開発建設部治水課長 平井康幸

### 釧路湿原開発の歴史

釧路川の下流部に位置する釧路湿原は、広さが約20,000haあり、湿原としては日本最大の面積を有している。湿原は自然の宝庫であり、タンチョウやキタサンショウウオなど動物では約1400種、植物では約600種が知られている。1980年にラムサール条約登録湿地として指定され、1987年には単体の湿原としては日本で初めて国立公園に指定されている。

しかし、現在のような釧路湿原の賢明な利用（ワイズユース）にたどり着くまでには、開発と保全の対立があったことも事実である。釧路湿原では1884年の入植から農業開拓が始まったとされている。入植以来、治水工事等の整備を基盤に湿原の南部や周縁丘陵部の開発が徐々に進められ、湿原は徐々に内部に向かって草地へと変わっていった。1972年「日本列島改造論」を提唱した当時の田中角栄首相はインタビューの中で「釧路湿原の開発は十分に考えるべき」という工業開発を示唆する発言をしている。

当時、徐々に湿原周辺部での開発が進められる一方、1967年に湿原の中心部が天然記念物に指定され湿原の総合調査が開始されるなど、時期を同じくして湿原保全への動きも始まっていたため、田中首相のこの発言は地元で大きな波紋を呼び起こした。

首相の発言を契機に、湿原の将来を協議するため地元期成会に特別委員会が設置され、商業、農業、自然保護の立場の方々により議論を繰り返し、翌1973年に釧路地方住民の意見として「釧路湿原

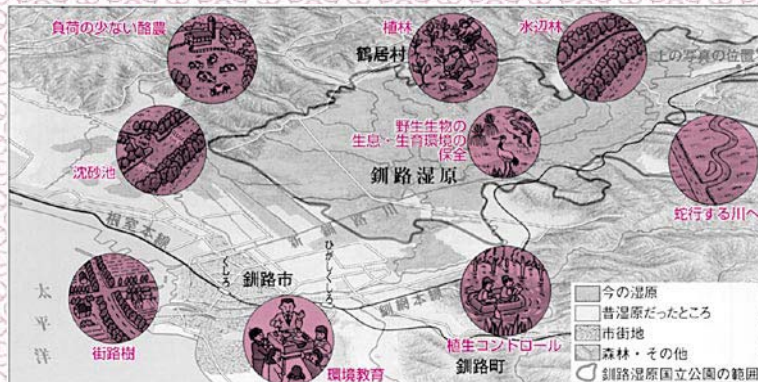
の将来」を発表した。この中で自然保護優先の原則を打ち出すとともに、それまでの無秩序な開発に対する悔悟の念と今後の開発や保全に対して明瞭な問題意識を持つことの必要性を述べている。

### 現状の釧路湿原の課題

釧路湿原は、過去の周辺流域の開発等によりその面積が減少している。航空写真による調査では、近年の50年間でおよそ20%の面積が減少したとの結果が出ており、また、大正時代からの比較で2/3に減少したとの報告もされている。

現在、残されている湿原において乾燥化が急速に進行しており、湿潤した環境で生育するヨシ群落に代わり、より乾燥した環境で生育するハンノキ林の面積が拡大している。湿原が少しずつ陸化していくことは自然の摂理であるが、現在の速度は自然界の速度をはるかに超えたものであると危惧されており、早急な対応が必要となっている。

2001年には専門家や関係機関で構成される検討委員会により「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」が出され、長期目標としてラムサール条約登録時（1980年）以前の環境に回復させること、当面20～30年で取り組むべき目標として2000年の湿原状態を維持することとされた。そして当面の目標を達成するために、湿原の急速な環境変化の大きな要因と考えられている流域および河川からの負荷について、土地利用が急速に変化する以前の水準、つまり概ね20年前の水準に戻すことが必要であるとされた。また、湿原の適切な保全と利用のルールやマナーの共通認識を持つこと、住民や関係者などが連携できる地域づくりも当面の



るのが目的ではなく、自然に対する悪影響を取り除くことによって、自然が自らの力で回復してゆくことを手助けするもの」である。自然再生事業としてまったく新しい事業が創出されるのではなく、これまでの関係各者の連携が推進法の整備によってより強化されるものと解釈されるべきである。

目標として掲げられた。提言では目標達成のために12の施策を掲げており、これに基づき現在まで様々な取り組みがなされてきた。具体的には、上図のように、水辺林の再生、蛇行する河川への復元、野生生物の生息・生育環境の保全などが盛り込まれている。

### 自然再生推進法の成立

地元釧路で湿原保全の取り組みがなされてきた一方、全国的には2002年に「自然再生推進法」が成立した。この法の主旨は、「生物多様性の確保を通じた自然と共生する社会の実現」と「地域の多様な主体の参画と創意による地域主導のボトムアップ型事業」である。

この法律の成立に至る経緯は、1992年国連地球環境サミットで「生物多様性条約」が起草されたことに始まる。翌93年には日本は条約に加盟し、95年に「生物多様性国家戦略」を決定した。2001年には首相の諮問会議である「環の国づくり会議」が開催され、順応的管理の手法を取り入れて積極的に自然を再生することが必要と提言された。2002年には「新・生物多様性国家戦略」が決定され、保全の強化、自然再生、持続可能な利用という3つの方向性が定められた。そして同年12月に自然再生推進法が成立した。

自然再生の基本的考え方は「今ある良好な自然の保全と傷ついた自然の再生」であり「何かを造

### 協議会による多様な主体の連携と推進

自然再生推進法では、自然再生に関して協議会を設置し全体構想を策定することと定められている。このため、釧路湿原の環境保全に取り組んできた関係者が集まり準備を進め、2003年11月に「釧路湿原自然再生協議会」が発足した。自然再生推進法の主務省である環境、農林水産、国土交通すべてが揃った協議会は釧路湿原が最初である。湿原を保全・再生するためには国立公園区域だけではなく、土砂等流域からの負荷対策など流域全体で取り組む必要があるが、環境省は国立公園の管理者として、農林水産省は農業事業の主務省および国有林の管理者として、国土交通省は釧路湿原に生命の水を供給している釧路川の河川管理者として、それぞれ協議会に参加している。

また、湿原の保全・再生には物理的な対策のほか、湿原の持続可能な利用に関する共通認識の形成や環境教育などにも合わせて取り組む必要があり、行政以外の地域住民やNPOの役割も協議会においてたいへん重要である。

自然再生推進法の枠組みによる釧路湿原の保全・再生の取組みはまだ始まったばかりであり、まだ成熟したものではない。今後緊密な連携により各者の利害や行政の縦割りを超えて湿原の保全・再生に取り組めるかどうか、釧路湿原での取組みは全国其自然再生の試金石とも言える。